



# 鳥取県公報

平成 26 年 6 月 17 日 (火)  
第 8 6 0 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	火薬類取締法による指定試験機関の変更の届出 (468) (消防防災課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (469) (観光戦略課) . . . . . 2
	管理理容師資格認定講習会の指定 (470) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (471) (〃) . . . . . 3
	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (472) (〃) . . . . . 4
	種畜証明書の書換交付 (473) (畜産課) . . . . . 5
	県道の区域の変更 (474) (道路企画課) . . . . . 6
	県道の供用の開始 (475) (〃) . . . . . 6
	土砂災害警戒区域の指定 (476) (治山砂防課) . . . . . 6
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (477) (〃) . . . . . 7
	土砂災害特別警戒区域の指定 (478) (〃) . . . . . 7
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (479) (〃) . . . . . 8
	開発行為に関する工事の完了 (480) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 9
	採石法による採取計画の認可の公表 (481) (西部総合事務所米子県土整備局) . . . . . 9
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (482) (東部福祉保健事務所) . . . . . 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (483) (〃) . . . . . 10
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (484) (〃) . . . . . 10
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (485) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 10
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災課) . . . . . 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 12
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成25年度の決算の要旨 (地域振興課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第468号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定により、次のとおり指定試験機関から試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第53条第2項第3号の規定により告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定試験機関の名称	試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公益社団法人全国火薬類保安協会	鳥取市富安一丁目152	鳥取市西町二丁目310	平成26年6月2日

## 鳥取県告示第469号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県メディアを活用した観光誘客キャンペーン業務プロポーザル審査会	メディアを活用した観光誘客キャンペーン業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成26年7月11日から同月22日まで	観光戦略課

## 鳥取県告示第470号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 講習会を行う者の名称及び住所  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目7-26
- 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所	
第1日	平成26年11月10日	倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成26年11月17日	〃	
第3日	平成26年12月1日	〃	

- 受講資格  
平成26年9月22日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

## 4 申込手続

## (1) 申込書の配布

平成26年6月30日（月）から同年8月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

## (2) 申込書の配布及び受付の期間

平成26年9月1日（月）から同月22日（月）まで（休日等を除く。）

## (3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27

電話 082-236-1150

## (4) 受講手数料

18,000円

**鳥取県告示第471号**

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 講習会を行う者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7-26

## 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成26年11月10日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成26年11月17日	〃
第3日	平成26年12月1日	〃

## 3 受講資格

平成26年9月22日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

## 4 申込手続

## (1) 申込書の配布

平成26年6月30日（月）から同年8月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

## (2) 申込書の配布及び受付の期間

平成26年9月1日（月）から同月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

## (3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27

電話 082-236-1150

- (4) 受講手数料  
18,000円

#### 鳥取県告示第472号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター  
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修(クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。)及び第1型講習(クリーニング業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)が出席して受講するものをいう。以下同じ。)の日時及び場所
  - (1) 第1型研修  
日時 平成26年11月9日(日)午前10時から午後5時まで  
(うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任資格取得講習」という。)の科目は、午前10時から正午まで。その他の科目は、午後1時から午後5時まで。)  
場所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
  - (2) 第1型講習  
日時 平成26年10月26日(日)午後1時から午後5時まで  
場所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
  - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
- 4 第2型講習(業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)のレポートの提出締切日及び受講対象者
  - (1) レポートの提出締切日 平成26年12月19日(金)
  - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込期間
  - (1) 第1型研修 平成26年10月20日(月)から同月31日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
  - (2) 第1型講習 平成26年9月29日(月)から同年10月10日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
  - (3) 第2型講習 平成26年11月10日(月)から同月21日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- 6 受講料
  - (1) 第1型研修 5,000円(特別管理産業廃棄物管理責任資格取得講習を含む場合は、8,000円)
  - (2) 第1型講習 4,500円
  - (3) 第2型講習 4,500円

## 7 受講申込先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター  
鳥取市松並町二丁目160  
電話 0857-29-8590

## 鳥取県告示第473号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号 (種畜の名称)	種畜の種別	変更事由	変更後	変更前
11027570590 (勝安波)	肉用牛 黒毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	鳥取県東伯郡琴浦町松谷606 鳥取県畜産試験場長	鳥取県東伯郡琴浦町松谷606 鳥取県農林水産部 農林総合研究所畜産試験場
11186998259 (八重勝)	〃	〃	〃	〃
11231876587 (百合風)	〃	〃	〃	〃
11255145300 (福増)	〃	〃	〃	〃
10246749640 (安美津)	〃	〃	〃	〃
11259297135 (白鵬85の3)	〃	〃	〃	〃
11254146353 (百合白清2)	〃	〃	〃	〃
11259014732 (夏美安)	〃	〃	〃	〃
11304174343 (百合福久)	〃	〃	〃	〃
11337797885 (平白鵬)	〃	〃	〃	〃
11335577915 (多美福)	〃	〃	〃	〃
11230059103 (勝茂久)	〃	〃	〃	〃
10840858526 (関5双葉3)	〃	〃	〃	〃
11381947823 (礼美茂)	〃	〃	〃	〃
11381947946	〃	〃	〃	〃

(零実緒)				
-------	--	--	--	--

**鳥取県告示第474号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年6月17日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
河原郡家線	変更前	八頭郡八頭町門尾字井手河原382-1地先から同町下門尾字前田上分24-3地先まで	5.3~51.2	239.0
	変更後	八頭郡八頭町門尾字井手河原382-1地先から同町下門尾字前田上分24-3地先まで	5.3~51.2	262.0
		八頭郡八頭町門尾字井手河原372-1地先から同町下門尾字前田上分25-1地先まで	6.6~15.4	125.0

**鳥取県告示第475号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年6月17日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
河原郡家線	八頭郡八頭町門尾字井手河原382-1地先から同町下門尾字前田上分24-3地先まで	平成26年6月21日

**鳥取県告示第476号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
小沢見②地区(Ⅲ-4323)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
上砂見1地区(15)、上砂見2地区(16)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第477号

平成20年鳥取県告示第113号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域  
村土居川(I-1-1-1-22)、鯉後川(I-1-1-1-101)、大似後谷川(I-1-1-1-106)、  
あわ谷川(I-1-1-1-107)、おん谷川(I-1-1-1-108)、上砂見地区(I-42)、大塚地区(I-54)、  
上砂見第2地区(I-1063)、本高B地区(I-1204)、本高C地区(I-1205)
- 2 変更した年月日 平成26年6月17日

#### 鳥取県告示第478号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
大似後谷川（Ⅰ－1－1－1－106）、あわ谷川（Ⅰ－1－1－1－107）、おん谷川（Ⅰ－1－1－1－108）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称  
上砂見地区（Ⅰ－42）、大塚地区（Ⅰ－54）、上砂見第2地区（Ⅰ－1063）、本高B地区（Ⅰ－1204）、本高C地区（Ⅰ－1205）、小沢見②地区（Ⅲ－4323）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第479号

平成22年鳥取県告示第168号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲  
村土居川（Ⅰ－1－1－1－22）、鯉後川（Ⅰ－1－1－1－101） 全部
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**鳥取県告示第480号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年6月17日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成26年6月2日 鳥取県指令第201400015551号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市竹内町字又助
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市竹内町1456  
荒谷 啓三、荒谷 武史

**鳥取県告示第481号**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県採石条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年6月17日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社西山工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市夜見町1936-1	西伯郡伯耆町二部字福園ノ二198-1外53筆（62,030平方メートル）	風化花崗岩（202,257立方メートル）	平成26年4月7日から平成29年4月6日まで	平成26年4月7日

**鳥取県告示第482号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月17日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社池田薬局	ドラッグストアケイ・アイ堂薬局	鳥取市桂木250-2	平成26年6月4日	平成26年6月30日	居宅療養管理指導

合同会社しろくま総務	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大字智頭1815-7	平成26年6月5日	平成26年5月31日	通所介護
------------	-----------	------------------	-----------	------------	------

**鳥取県告示第483号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月17日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社池田薬局	ドラッグストアケイ・アイ堂薬局	鳥取市桂木250-2	平成26年6月4日	平成26年6月30日	介護予防居宅療養管理指導
合同会社しろくま総務	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大字智頭1815-7	平成26年6月5日	平成26年5月31日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第484号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月17日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
NPO法人 ねっこ	鳥取市南吉方 三丁目486	ねっこ作業所	鳥取市南吉方三丁目486	就労継続支援B型	平成26年6月2日

**鳥取県告示第485号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成26年6月17日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所の 所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地 及び面積	採取をする砂利 の種類及び数量	採取の期間	

有限会社パイ ブフレンド 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北 三丁目468	鳥取市伏野字砂浜 2279 外 4 筆 (6,528.84平方メー トル)	砂 (14,923立方 メートル)	平成26年5月30日 から平成27年5月 29日まで	平成26年5月 30日
-----------------------------------	-------------------	--	----------------------	----------------------------------	----------------

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

### 2 講習の日時及び場所並びに申込期間

日時	場所	申込期間
平成26年8月26日（火） 午後1時30分から午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	平成26年7月10日（木）から同年 8月5日（火）まで（日曜日、土 曜日及び国民の祝日に関する法律 （昭和23年法律第178号）に規定 する休日を除く。）
平成26年8月27日（水） 午後1時30分から午後4時30分まで		
平成26年9月4日（木） 午後1時30分から午後4時30分まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	平成26年7月22日（火）から同年 8月15日（金）まで（日曜日及び 土曜日を除く。）
平成26年9月5日（金） 午前9時30分から午後0時30分まで		
平成26年9月10日（水） 午後1時30分から午後4時30分まで	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム3	平成26年7月28日（月）から同年 8月22日（金）まで（日曜日及び 土曜日を除く。）

### 3 受講申込手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県危機管理局消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2の申込期間内に鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401）に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、申込期間の末日までの消印（信書便の役務のうち消印に準ずるものを含む。）があるものに限り受け付ける。

### 4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### 5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 県立鳥取西高等学校整備事業仮設校舎賃貸借 一式             |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                              |
| 3 落札日              | 平成26年5月8日                           |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 大和リース株式会社山陰営業所<br>島根県松江市学園南一丁目15-10 |
| 5 落札金額             | 483,840,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）      |
| 6 入札公告日            | 平成26年3月14日                          |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                            |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課<br>鳥取市東町一丁目271     |

## 雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年6月17日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 竹 内 敏 朗

- 1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

- 2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般		市町村長	特定消防	任意継続	計
組 合 員 (人)	6,357	(181)	19	738	166	7,280
給 料 月 額 (千円)	長期	2,012,698 (51,787)	11,720	220,209		2,244,626
	短期	2,014,816 (52,017)	13,871	220,209	48,210	2,297,106
一人当たり給料月額(円)	長期	316,611 (286,113)	616,842	298,385		315,522
	短期	316,944 (287,385)	730,042	298,385	290,422	315,536

( )は特別職を内書 項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

- 3 組合職員の数、次のとおりである。 (単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	9	3	24	6	1	43

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

## (1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収入	負担金	2,232,125	6,389,686		81,598	127,286				
	掛金	2,299,075	3,470,586			122,806				
	施設収入・商品売上						798,771			
	利息及び配当金	133		53,502	35	59	110	162,645	6	
	その他の収入	235,434			29,204	9,400	33,971	8,060	50,661	17,266
	他経理からの繰入				14,218		98,239			
前年度支払準備金	318,293									
計	5,085,060	9,860,272	53,502	125,056	259,551	931,090	170,705	50,661	17,272	
支出	給付	2,109,947								
	役員員給与				61,476	16,022	265,805	48,975	5,493	
	旅費・事務費				4,733	2,224	5,048	4,648	520	1,252
	商品仕入						19,557			
	飲食材料費						193,486			
	委託費				1,268	1,403	21,157	1,716	32	12,650
	支払利息			53,502			6,315	87,345	41,194	
	前期高齢者納付金	1,081,043								
	後期高齢者支援金	805,073								
	老人保健拠出金	26								
	退職者給付拠出金	194,001								
	介護納付金	317,929								
	連合会払込金・連合会拠出金	205,613							2,185	
	その他の支出	5,487	9,860,272		55,348	162,368	402,287	22,769	5,449	1,069
他経理へ繰入	14,218				98,239					
次年度支払準備金	318,860									
計	5,052,198	9,860,272	53,502	122,826	280,256	913,656	165,453	49,379	20,465	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	32,861	0	0	2,230	△ 20,705	17,434	5,252	1,282	△ 3,194	

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

## (2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
資産	流動資産	763,760	552,969	273,570	128,645	277,379	684,453	3,322,523	42,069	25,148
	固定資産			2,042,223	437	95	2,400,526	8,383,111	1,475,897	
	繰延資産									
資産合計	763,760	552,969	2,315,793	129,082	277,474	3,084,979	11,705,634	1,517,967	25,148	
負債	流動負債	231,007	552,969		2,445	19,868	53,282	10,874,776	144	617
	固定負債	318,860		2,315,793	90,205	62,558	441,875	21,674	1,505,461	3,736
	負債合計	549,866	552,969	2,315,793	92,650	82,427	495,157	10,896,451	1,505,605	4,353
純資産	資本剰余金						2,515,373			
	利益剰余金	213,893			36,432	195,047	74,448	809,184	12,362	20,795
	純資産合計	213,893	0	0	36,432	195,047	2,589,821	809,184	12,362	20,795
負債・純資産合計	763,760	552,969	2,315,793	129,082	277,474	3,084,979	11,705,634	1,517,967	25,148	

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。